

退職者医療制度

国民健康保険の一部負担金を軽減



制度のしくみ

退職者医療制度は、会社など退職し年金を受給している人とその家族が対象となる医療保険です。

これらの人たちの病気やけがなどの場合の医療給付に要する費用を、退職者やその家族の保険料と現役サラリーマン・事業主が負担する拠出金で賄うこととした制度です。

対象になる人

この制度の対象となる人は、国民健康保険に加入している人で次に該当する人（退職被保険者）とその家族（被扶養者）です。

1、厚生年金や共済年金などの被用者年金制度の老

一部負担金の割合

医療機関にかかったときの一部負担金の割合は、今まで入院・外来ともに3割でしたが、次のとおりかわります。

▽退職被保険者（本人）

保険料

国民健康保険の被保険者が、この制度に該当するこゝとになった場合でも、保険料および納付方法は今までとかわりません。

2、老人保健法の適用を受けていない人。

対象になる人の届け出

この制度の発足にあたって、本人（退職被保険者）にはお知らせいたしますが、万一もれていない場合は届出てください。

また、家族（被扶養者）の有無もあわせて届出ていただきます。

▽お問い合わせ
市民課国保係まで
(内線 216)



最新鋭の装備を誇る救助工作車



寄贈を受ける民秋市長

最新鋭救助工作車を配備

日本損害保険協会が消防本部へ寄贈

交通事故や災害による人命救助などに威力を発揮する最新鋭救助工作車が、9月7日から向日市消防本部に配備されました。

これは、火災予防や交通事故防止のために各種の防犯事業を行っている日本損害保険協会から寄贈を受けたもので、本市へは十年前に寄贈の消防車に続き2回目です。

今回寄贈を受けた救助工作車は、電動ウインチ（巻きあげ機械）、有毒ガス測定器、救命ポルト、救命発着機、空気呼吸器、ガス溶断機といった救助活動に必要な最新鋭の装置および附属品などの収納装置を設けています。

これにより、火災現場や交通事故における人命救助活動が迅速に行うことができると期待されています。

街路灯の故障は生活環境課まで

皆さんの近くの街路灯が消えていたり、破損、または昼間も点灯しているのを見かけられたことはありませんか。このような時は、その電柱に付いている識別番号（左図の場合はA2-15号）を、お手数ですが生活環境課安全係までお知らせください。



市政全般・困りごとなどの相談受付

市では、市政についての意見や要望、各種相談などを受け付けています。どんなことでもお気軽にご相談ください。

◆市長と話す日 市長が直接、市政についての要望、相談などに応じます。

▽相談日 毎月第3土曜日 午前10時～正午

▽場所 市民相談室

◆窓口市民相談 市政全般についての要望、苦情、また市民の困りごとなどを受けています。

直接、市役所においていただくか、電話や手紙でも結構です。

▽相談日 毎日午前8時30分～午後5時（土曜日の午後、日曜日は除きます）

▽場所 市民相談室（受付は秘書広報課）

◆困りごと相談 国や府または市の行う仕事に対して、納得がいかなかったことやわかりにくいことがあるばご利用ください。国から委嘱された行政相談委員が相談に応じます。

また、家庭問題、近隣の迷惑、各種相談などを受け付けています。また、登記、供託などの相談も人権保護委員が応じます。

▽相談日 毎月第2・第4火曜日 午前10時～午後3時

▽場所 市民会館

◆消費生活相談 市民の消費生活を擁護するため、消費生活に関する苦情処理のあっせんを相談員が行っています。

▽相談日 毎週火曜日 午後1時～4時

▽場所 市民相談室

◆無料法律相談（予約制） 離婚や借地借家のトラブルなどで、法的な知識を必要とする相談に、弁護士が応じます。

◆家庭児童相談室 父母のお子さんに関する悩みごと相談について家庭相談員が応じます。

▽相談日 月曜日～金曜日 午前10時～午後4時

▽場所 家庭児童相談室（市役所新館一階 電話9333-1199）

向日市まつり・がらくた市 不用品を提供してください

向日市まつりで「がらくた市」を行います。みなさんのご家庭の物置や押し入れの中に埋もれてしまっているがらくた・不用品などを提供していただければ11月16日（金）までに、こちらから取り寄せさせていただきます。

なお、この売上げ金は社会福祉協議会へ寄付します

▽実施団体 市体育指導委員会

▽連絡先 秘書広報課

家屋調査にご協力を

来年1月1日までに完成の新築・増築家は、来年から固定資産税が課税されます。（市街化区域は都市計画税も課税）

このため、家屋の評価格を算定するために次の要領で家屋評価調査を実施しています。税務課職員が該当宅を訪問し、家屋の内外を実地調査しますのでご協力をお願いします。

▽お問い合わせ
税務課固定資産課係
(内線 225)

無料法律相談

▽とき 9月22日（土）午前10時～正午

▽ところ 市役所3階第3会議室

▽内容 金銭貸借・土地・財産などの法律問題

▽予約日 20日（木）午前9時から受付（先着4名・電話でも可）

▽申込み 秘書広報課 内線251

予約制

市長と話す日

日頃、市長と話す機会のない人に、直接市長が要望や相談に応じます。

▽とき 9月22日（土）午前10時～正午

▽ところ 市民相談室

※ 古着・古い毛布などは不可。

粗大ゴミ無料収集日程表

収集日	収 集 地 域
9月25日	上植野町(国鉄東海道線西側)
26日	森本町(天神ノ森を除く)、寺戸町二枚田(阪急線東側)、岸ノ下(阪急線東側)
27日	鶏冠井町(阪急線西側)、向日町全域、向日台全域、森本町天神ノ森、寺戸町東ノ段1-3番地
28日	鶏冠井町(阪急線東側)、上植野町(国鉄東海道線東側)
10月1日	物集女町(出口、南条、灯籠前、豆尾、森ノ下、五ノ坪、吉田を除く)
2日	寺戸町(阪急線東側)、(二枚田、岸ノ下を除く)
3日	寺戸町(府道標原高槻線西側)、(向日台を除く)
4日	物集女町出口、南条、灯籠前、豆尾、森ノ下、五ノ坪、吉田、寺戸町永田、八反田、石田、二ノ坪(阪急線西側)、三ノ坪(阪急線西側)
5日	寺戸町(府道標原高槻線東側、阪急線西側)、(永田、八反田、石田、二ノ坪、三ノ坪、東ノ段1-3番地を除く)

大型ゴミ無料収集実施

集めるもの 机・椅子・火ばち・ストーブ・洗濯機・自転車・冷蔵庫・乳母車・たんす・三輪車・水屋・ふとん・たたみ・道具・マットレス等家庭から出る大型ゴミ、テレビ（PC日製品については検査済以外は収集しません）

集めないもの 会社・商店・事業所・工場等から出る営業上のゴミ、ガスボンベ・土砂・がれき・土木建築廃材・オートバイ・薬品等取扱上危険なもの

集める場所 常に燃えるゴミを出している場所に午前8時までに出して下さい。

お願い

- ▶無料収集はこの期間だけですので以後出されても収集いたしません。
- ▶テレビ・洗濯機・冷蔵庫などの大型ゴミは買い換えるときに販売店へ返すようにして下さい。
- ▶出されたゴミは必ず「大型ごみ」と書いた紙を貼って下さい。